



1553
東京大学
図書印
1553

892
本学蔵

大正7年

昭和41年度 第2半期標準消費表(業者)

番号	品名	単位	標準消費	4月	5月	6月	品名	品名	単位	標準消費	4月	5月	6月	計
25	新工機 水車設置	台	250	250			37	新工機 水車設置	台	250	250			
26	管機部	百斤	250	250			37	管機部		250				
27	管機部	百斤	250	250			37	管機部		250				
28	新工機 水車設置	台	250	250			40	新工機 水車設置	台	250				
29	中央卸向		250	250			41	中央卸向		250				
30	水車設置		250	250			42	水車設置		250				
31	水車設置	台	250	250			44	水車設置	台	250				
32	新工機 水車設置	台	250	250			45	新工機 水車設置	台	250				
33	新工機 水車設置	台	250	250			47	新工機 水車設置	台	250				
34	管機部	百斤	250	250			48	管機部		250				
35	管機部	百斤	250	250			49	管機部		250				
36	管機部	百斤	250	250			50	管機部		250				
							計							
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								中央卸向			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	
								新工機			250	250	250	
								管機部			250	250	250	
								水車設置			250	250	250	

參考 ①

退還金、現行、要求、支給日數對比表

1966.3.7

日期 序號	現				內				匯				總			
	現行	要求	現行	要求	現行	要求	現行	要求	現行	要求	現行	要求	現行	要求		
1日	8.0	14.0	1.55	14.5	8.9	14.5	8.8	14.5	14.5	14.5	1.13	14.5	14.5	14.5		
10日	2.33	2.73	3.00	2.43	2.85	2.85	2.24	2.75	2.27	2.25	2.26	3.13	2.16	2.75		
13日	0.80	4.95	5.13	5.70	3.81	3.40	4.71	4.75	3.83	3.78	4.18	5.40	6.25	4.95		
21日	6.05	7.85	7.85	8.95	6.05	8.46	4.54	7.85	8.66	8.95	4.46	8.45	7.84	7.85		
23日	11.0	1.70	1.70	1.75	3.0	1.44	9.58	1.70	1.44	1.75	9.58	1.44	1.10	1.78		
30日	14.20	1.83	1.84	1.83	12.20	1.74	1.74	1.74	1.74	1.74	1.74	1.74	1.74	1.74		

參考 ②

退還金、現行、要求金額對比表

日期 序號	現				內				匯				總			
	現行	要求	現行	要求	現行	要求	現行	要求	現行	要求	現行	要求	現行	要求		
1日	76.60	124.60	118.80	142.60	9.11	11.00	7.94	11.00	10.10	11.10	21.70	19.10	14.40	16.60		
10日	100.40	501.00	214.00	348.00	108.40	111.10	70.20	107.10	140.70	132.20	238.20	240.10	261.60	292.10		
13日	126.40	538.40	451.30	524.20	151.40	164.80	147.60	158.40	177.00	188.10	241.40	241.40	261.30	272.00		
21日	123.00	117.20	100.00	116.20	114.00	141.40	113.20	144.00	114.10	114.10	117.20	117.20	117.20	117.20		
23日	306.40	110.10	110.10	110.10	310.40	110.10	110.10	110.10	110.10	110.10	110.10	110.10	110.10	110.10		
30日	472.40	133.10	133.10	133.10	472.40	133.10	133.10	133.10	472.40	133.10	133.10	133.10	133.10	133.10		

(註) 1 現行未結清項 1/1版
 百餘元 2/0版
 其餘大 2/1版

(註) 2 4位 零元
 10 現行、現行上項、匯
 104 現行上項、匯



日本世研研刊協会
中野北平理事 及 山本 忠彦 敬

貝島支部 反合理化斗争推進に關する指令

貝島支部は、二八年二月貝島支本の第四次合理化攻撃戦に、やむなく賃金二二八パーセント増上げ（二）
（三）の中心とする運動を行つた。
この結果は、四月一日至五日までの八日間に達したとき、四月一日日給額は、協定賃金一〇〇〇・一キル、
支員が支拂はれて居たのである。

この結果は、上野製鐵所三組の賃金を下げた、同業者は三二五、〇〇〇円の削減おしつけとあそ組合の
削減を拒否して来たのである。したがつて、組合員の上野製鐵所三組に對する別荘と差取り大いなるもの
がある。それは、大抵である。だが、この別荘は、大抵である。だが、この別荘は、大抵である。だが、この別荘は、大抵である。

以上を決定して、中央斗争委員会に對して別紙のおおむね内容の如くして攻撃を行つた。
三月九日第六斗争委員会、同支部の要請に對して、攻撃の要請した結果、攻撃は基本的原則として、
「貝島製鐵所の先鋒と野田製鐵所を以ての行動を指導する事である」と、同支部の攻撃に對しては、
「協定と雇用」の交渉であつて、石炭産業の攻撃を要求する一方、本業のことも具体的な別荘に對しては、
「組合員が個人攻撃である」と、攻撃の要請した結果、攻撃は基本的原則として、

したが、万々を得た。同支部の要請した結果、攻撃は基本的原則として、
三月九日第六斗争委員会、同支部の要請に對して、攻撃の要請した結果、攻撃は基本的原則として、
「貝島製鐵所の先鋒と野田製鐵所を以ての行動を指導する事である」と、同支部の攻撃に對しては、
「協定と雇用」の交渉であつて、石炭産業の攻撃を要求する一方、本業のことも具体的な別荘に對しては、
「組合員が個人攻撃である」と、攻撃の要請した結果、攻撃は基本的原則として、

以上を決定して、中央斗争委員会に對して別紙のおおむね内容の如くして攻撃を行つた。
三月九日第六斗争委員会、同支部の要請に對して、攻撃の要請した結果、攻撃は基本的原則として、
「貝島製鐵所の先鋒と野田製鐵所を以ての行動を指導する事である」と、同支部の攻撃に對しては、
「協定と雇用」の交渉であつて、石炭産業の攻撃を要求する一方、本業のことも具体的な別荘に對しては、
「組合員が個人攻撃である」と、攻撃の要請した結果、攻撃は基本的原則として、

以上を決定して、中央斗争委員会に對して別紙のおおむね内容の如くして攻撃を行つた。
三月九日第六斗争委員会、同支部の要請に對して、攻撃の要請した結果、攻撃は基本的原則として、
「貝島製鐵所の先鋒と野田製鐵所を以ての行動を指導する事である」と、同支部の攻撃に對しては、
「協定と雇用」の交渉であつて、石炭産業の攻撃を要求する一方、本業のことも具体的な別荘に對しては、
「組合員が個人攻撃である」と、攻撃の要請した結果、攻撃は基本的原則として、

以上を決定して、中央斗争委員会に對して別紙のおおむね内容の如くして攻撃を行つた。
三月九日第六斗争委員会、同支部の要請に對して、攻撃の要請した結果、攻撃は基本的原則として、
「貝島製鐵所の先鋒と野田製鐵所を以ての行動を指導する事である」と、同支部の攻撃に對しては、
「協定と雇用」の交渉であつて、石炭産業の攻撃を要求する一方、本業のことも具体的な別荘に對しては、
「組合員が個人攻撃である」と、攻撃の要請した結果、攻撃は基本的原則として、

以上を決定して、中央斗争委員会に對して別紙のおおむね内容の如くして攻撃を行つた。
三月九日第六斗争委員会、同支部の要請に對して、攻撃の要請した結果、攻撃は基本的原則として、
「貝島製鐵所の先鋒と野田製鐵所を以ての行動を指導する事である」と、同支部の攻撃に對しては、
「協定と雇用」の交渉であつて、石炭産業の攻撃を要求する一方、本業のことも具体的な別荘に對しては、
「組合員が個人攻撃である」と、攻撃の要請した結果、攻撃は基本的原則として、

以上を決定して、中央斗争委員会に對して別紙のおおむね内容の如くして攻撃を行つた。
三月九日第六斗争委員会、同支部の要請に對して、攻撃の要請した結果、攻撃は基本的原則として、
「貝島製鐵所の先鋒と野田製鐵所を以ての行動を指導する事である」と、同支部の攻撃に對しては、
「協定と雇用」の交渉であつて、石炭産業の攻撃を要求する一方、本業のことも具体的な別荘に對しては、
「組合員が個人攻撃である」と、攻撃の要請した結果、攻撃は基本的原則として、

以上を決定して、中央斗争委員会に對して別紙のおおむね内容の如くして攻撃を行つた。
三月九日第六斗争委員会、同支部の要請に對して、攻撃の要請した結果、攻撃は基本的原則として、
「貝島製鐵所の先鋒と野田製鐵所を以ての行動を指導する事である」と、同支部の攻撃に對しては、
「協定と雇用」の交渉であつて、石炭産業の攻撃を要求する一方、本業のことも具体的な別荘に對しては、
「組合員が個人攻撃である」と、攻撃の要請した結果、攻撃は基本的原則として、

▲大之野労働組 織部